請求人 宛て

| 横浜市監査委員 | 藤 | 野 | 次 | 雄 |
|---------|---|---|---|---|
| 司       | 高 | 묘 |   | 彰 |
| 司       | 前 | 田 |   | _ |
| 司       | 横 | Щ | 正 | 人 |
| 同       | 中 | Щ | 大 | 輔 |

## 住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和3年10月22日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

## (理由)

法第 242 条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」の中で「横浜市の学校給食用の豆腐製品については、国産大豆70%、輸入大豆30%という割合が定められております。ところが、指定業者以外の業者が製造し、価格の安い輸入大豆のみで製造するなど上記の条件(国産大豆70%、輸入大豆30%)を満たさない豆腐製品が、納入されていました。…(中略)…横浜市は品質が悪い(輸入大豆100%)豆腐製品を不当な高値で購入していたことになり、損害を被ったことが明らかです。」と述べ、横浜市が不当な公金の支出をしたとして、そのことを違法又は不当な公金の支出として主張しているものと解されます。最高裁平成2年6月5日判決によると、「地方自治法(以下「法」という。)242条1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定しているところ、右規定は、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。)に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員

に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。… (中略) …したがって、住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であ」ると判示しています。

請求人から提出された令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」並びに令和3年11月8日受付の「横浜市職員措置請求について」、「陳述書」及び「(有)新生食品納品実績」を総合しても、請求人が違法又は不当な公金の支出と主張していると解される「横浜市は品質が悪い(輸入大豆100%)豆腐製品を不当な高値で購入していた」ことについて、財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示しているものとは認められず、したがって、請求の特定を欠くものと判断しました。

次に、請求人は、令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」の中で、「従前、横浜市の学校給食用の油揚げや生揚げは、「手揚げ」によるものと規定されておりました。ところが、指定業者以外の業者が製造した「機械揚げ」による油揚げ等が、納入されていました。」と述べた上で、令和3年11月8日受付の「横浜市職員措置請求について」では「財団は、実際は「機械揚げ」で製造されているにもかかわらず、「手揚げ」で製造されているという前提で豆腐組合に高い代金を支払っていたのである。」と述べています。

法第 242 条第1項は「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、…(中略)…必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

請求人から提出された令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」並びに令和3年11月8日受付の「横浜市職員措置請求について」、「陳述書」及び「(有)新生食品納品 実績」をみても、学校給食用の油揚げや生揚げに関して、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員についての財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての記載は見当たりませんでした。

さらに、請求人は、令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」の中で、「新型コロナウイルスの感染拡大による令和2年4月から6月にかけての学校休止期間中は給食が

なかったため、豆腐組合は豆腐製品を財団に納入することができませんでした。そのため、 財団は、豆腐組合に対し、納入代金に代わる補償金を支払いました。そして、その補償金の 中には、大豆代金(具体的な金額は不明)も含まれておりました。しかし、豆腐組合は、学 校休止期間中に請求人からの大豆購入をキャンセルしており、上記大豆代金は、豆腐組合で はなく請求人が取得すべきものです。」と述べた上で、令和3年11月8日受付の「横浜市職 員措置請求について」では「豆腐組合自身も、請求人に対して支払う意思はないが、財団に 返金する意思はある、と述べている。しかし、現時点で、財団は、豆腐組合に対し、補償金 の一部(大豆代金)の返金を求めていない。」と述べています。

法第 242 条第1項は「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、…(中略)…必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

請求人から提出された令和3年10月22日受付の「横浜市職員措置請求書」並びに令和3年11月8日受付の「横浜市職員措置請求について」、「陳述書」及び「(有)新生食品納品 実績」をみても、補償金に関して、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員に ついての財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての記載は見当たりませ んでした。

以上のことから、本件請求における請求人の主張は、いずれも法第 242 条に規定する住民 監査請求の要件を満たしていないと判断しました。